

現金収支計算書の研究について

三 浦 正 一

はじめに

米国財務会計基準審議会（F A S B）は、1987年に財務会計基準声明書第95号「現金収支計算書」⁽¹⁾を発表した。それは、財政状態変動表の開示を要求した1971年の米国会計原則審議会（A P B）の意見書第19号「財政状態変動の報告」⁽²⁾に取って代るものである。すなわち、第95号は、1988年7月15日後に終る会計年度から、すべての利益を追求する企業に損益計算書、貸借対照表および株主持分増減計算書と共に現金収支計算書（Statement of Cash Flows, S C F）の作成・開示を要求した。それでは、何故、米国において財政状態変動表が廃止され、これに代って、現金収支計算書の作成・開示が義務づけられるようになったのであろうか。また、この新しい現金収支計算書の内容はどういうものであろうか。さらに、その作成方法は如何なるものであろうか。

わが国においては昭和61年10月に企業会計審議会から「証券取引法に基づくディスクロージャー制度における財務情報の充実について」という「中間報告」が公表され、資金収支情報の重要性が一層注目を集める状況になっている。企業の収益性分析と並んで流動性分析の重要性を踏えて、資金収支の分析に早くから着目し、一定の様式の下に資金収支計算書の表示区分を取り上げているのでこれについても考察したい。

本稿は、このような諸問題を考察し、現金収支計算書が今日の財務会計においてもつ意義を考えてみたい。

I 資金フロー情報の種類

企業がキャッシュ・フローとか、資金フローとか呼ばれる情報を適切な形式で提供することは、株主、一般投資家、債権者に企業の財務的安全性を妥当的に判断せしめる上に不可欠である。かかるフロー情報を観察することは株主への配当、設備投資等多額の支出に関する意志決定を行う経営者にとっても有用である。企業の支払能力を判断するための部分的データは、貸借対照表とか損益計算書にも含まれているが、それよりも優れたデータを提供するには資金フローの動態をあらわすフロー計算書又は資金フローを開示する補足表を利用することが必要である。

資金フロー情報は大別して現金預金フロー情報 (Cash Flow Information) と流動資金フロー情報 (Fund Flow Information) に分けられる。前者の資金フロー情報にあっては、手許現金及び銀行預金（隨時引き出して支払に充てることのできない拘束預金は含めない）ならびにこれと同等と見てよい有価証券（現金等価物）を資金と考え、そのインフローとアウトフローを資金フロー計算書又は補足表に表示する。後者の資金フロー情報にあっては純運転資本 (Not Working Capital) すなわち流動資金マイナス流動負債を資金とする。そこで流動資産の増加又は流動負債の減少が資金の増加に当るからその原因を運転資本の増加の原因として計算書又は補足表に表示する。逆に流動資産の減少と流動負債の増加の原因を運転資本の減少原因として計算書又は補足表に表示する。

この場合、一営業期間中に営業（業務）活動によってどれだけの資金（現

金預金)を得たか、投資活動・金融活動(財務活動)によってどれだけの資金(現金預金)を収入し、又は支出したか、その結果として当期中に現金預金がどれだけ純増(減)したかを明らかにするのである。

運転資本のフロー情報を開示する場合には、流動資産及び流動負債を資金と考えるが、この資金が営業(業務)活動によってどれだけ増殖され、また営業不振のときには資金が、どれだけ減縮したか、投資活動や金融活動(財務活動)によって資金(純運転資本)がどれだけ増減したか、その結果として当期中に資金(純運転資本)がどれだけ純増(減)したかを原因別に明らかにするのである。

資金フロー情報を二つに大別して資金フロー計算書の説明を行いうるが、そのほかに、流動資産から非貨幣性資産(棚卸資産及び前払費用)を除外し、流動負債から非貨幣性負債(後日、商製品・サービスを給付することによって解消される前受代金債務)を除外したもの、つまり純粹に短期の貨幣性資産と短期の貨幣性負債のみを資金と考え、そのフロー情報を提供する資金計算書も考えられている。

非貨幣性流動資産及び非貨幣性流動負債を除外した流動資産及び非貨幣性流動負債を除外した流動資産・負債のインフロー、アウトフローをもって資金フロー計算書を作成することが妥当であることは、棚卸資産の買入及び販売という資金関係取引を考えれば明白である。棚卸資産を掛買した事実や棚卸資産を掛売した事実が、運転資本フロー計算書には資金の移動取引として開示されない。棚卸資産を掛買すると、一方で棚卸資産という非貨幣流動資産のインフロー(運転資本項目のインフロー)が生じ、他方に買掛金なし支払手形という貨幣性流動負債の増加(運転資本項目のアウトフロー)が生じるのであるが、同じ運転資本の企業内部における増減であるから、両者が相殺されて、この変化がフロー計算書に開示されない。

棚卸資産を掛売すると、一方に棚卸資産という非貨幣性流動資産のアウトフローが生じ、他方に売掛金ないし受取手形という貨幣性流動資産のインフローが生じるのであるが、この資金変化が資金フロー計算書に開示されない。

この支払資金の増減変化は企業の資金繰りに关心をもつ者にとって重要な事象であり、これを資金フロー計算書に織り込むようにするには、貨幣性項目は資金を構成するが、非貨幣性項目は資金を構成しないという考え方を取り入れられなければならない。この点は純運転資本を資金とする運転資本ベースの資金フロー計算書の欠点とされるのである。(棚卸資産が貴金属のごとく即時換金されるものであり、キャッシュに極めて近いものであるような場合を除き)

株式又は社債を発行して固定設備を取得したり、株式を発行して社債債務を償還したり、自己の固定資産と他人の固定資産の交換をしたり、固定設備の贈与を受けたりする取引すなわち流動資産の増減変化を随伴しない取引が生じた場合、これを資金フロー計算書への記載になじまない取引とし、資金フロー計算書の注記事項とするかが問題となる。株式又は社債の発行による固定設備の取得については、株式又は社債の発行によって流動資金を入手し(資金のインフロー)，これを手放して(資金のアウトフロー)，固定設備を取得したという擬制をして、この取引を資金フロー計算書に織り込むというアイディアも実用されている。

II 米国における現金収支計算書の必要性と内容

(一) 現金収支計算書(SCF)の必要性

昔から長い年数の間、米国企業の基本的財務諸表は、貸借対照表と損益

計算書であった。しかし、債権者達は、しばしば当期純利益と現金在高または運転資本在高の増減との間の差異の説明を要求した。この要求を満たすため、多くの企業は、自発的に資金の源泉と使途の計算書すなわち資金計算書を作成・開示していた。1961年にA I C P Aは、会計調査研究第2号「現金収支分析と資金計算書」⁽³⁾を発表した。第2号は、資金計算書を株主に対する年次報告に含めることを望ましいとし、さらに、会計監査人の監査意見をそれに付することを推奨した。

1963年に、会計原則審議会意見書第3号「資金の源泉と使途の計算書」⁽⁴⁾が、資金計算書の作成と開示に関する若干の基準を規定するために発表された。この中で、A P Bは「資金の源泉と使途の計算書」という名称を推奨し、それは財務報告書の補助情報として開示さるべきであると主張した。しかし、それは強制的ではなかった。また、それに対して会計監査人の監査意見を付すべきか否かも選択的であった。

A P B意見書第三号の発行後、これに対する企業社会、証券取引所、証券取引委員会の支持によって、「資金の源泉と使途の計算書」を開示する企業数が増大し、その結果A I C P Aは、1971年にA P B意見書第19号「財政状態変動の報告」を発表した。第19号は、財政状態変動表を財務諸表の必須の一部として開示し、これに対して会計監査人の監査意見を付すべきことを強制した。その後、財政状態変動表という名称は広く普及した。1972年から1987年までの間使用された。

1960年代および1970年代においては、運転資本型の資金計算書または財政状態変動表が主であった。しかしながら、1980年代初頭にこの傾向は変化した。すなわち、多くの実務家、会計学者は現金型の財政状態変動表を主張するようになったのである。

A I C P A「会計の傾向と手続」⁽⁵⁾1987年によれば、米国の大企業600社

のうち、運転資本型と現金型の財政状態変動表の使用会社数の割合は、運転資本型から毎年現金型への変更が急速である。

1986年において Fortune 500社の75%が現金型を使用していた。1988年においては、会社の約90%が現金型であると推定される。

さらに、大多数の会社は、現金収支の原因を営業活動・投資活動・財務活動に三分割した現金収支計算書を使用し始めた。

この運転資本型から現金型への急激な変化の理由は何故であろうか。

このように現金収支の重要性が認識されるに至った理由は、次のごとくである。

(1) 当期純利益の黒字を出しながら、現金収支の赤字のために破産する企業数が増加してきたので、現金収支の重要性が認識されたためである。発生主義会計による当期純利益と現金在高の増減が非常にかけ離れているので、伝統的な発生主義情報を補うために、現金収支の開示に対する要求が強まったのである。

(2) 経済の発展に伴って、多くの会社は、多額の負債や資本金を所有するに至った。財務諸表のユーザーである債権者、株主、経営者は、負債の元本や利子を支払い、また、配当の支払を行う企業の能力に大なる関心を持っている。さらに、経営者は、企業の営業活動、投資活動、財務活動の現金収支に関する影響にも関心を有している。

運転資本は、流動性、財務上の弾力性に関して、現金のように有用な情報を与えるものではない、営業活動によって得られる運転資本は大部分は、売掛債権や棚卸資産である。それは、流動性や財務上の弾力性に欠けており、売掛債権の回収難や棚卸資産の過大在庫は、時には会社を破産に追いやるに至る。

(3) 財政状態変動表の資金概念があいまいであって、それが、現金、現

金と短期投資、当座資産、運転資本等種々の意味に使用されているので、経営分析上の比較が不可能であり、また、財政状態変動表の表示形式もまちまちであったので、比較可態性のため、同表を統一する必要があった。

以上のような潮流の中で、1984年、FASBは、財務会計上の諸概念に関する声明書等5号「営利企業の財務諸表における認識と測定」⁽⁶⁾の中において、現金収支計算書を主たる財務諸表の中に含めるべきことを強く主張した。

さらに、1987年11月、FASBは、財務会計基準声明書第95号「現金収支計算書」を発表し、営利企業に対して、1988年7月15日後に終る会計年度に対する年次財務諸表の一部として、現金収支計算書の開示を強制した。

(二) 現金収支計算書(SCF)の内容

(1) SCFの目的

現金収支計算書は、現金型の財政状態変動表の改善されたものとみなすことができる。

SCFの第1の主たる目的は、一期間の企業の現金収支に関する適切な情報を開示することである。そして第2の目的は、一期間における企業の投資活動および財務活動に関する情報を提供することであった。

SCFにおいて与えられる現金収支に関する情報は、他の財務諸表等の情報と一緒に使用するならば、投資家、債権者、その他の財務諸表の利用者に次のような評価を助ける。

- ① 将来、黒字の正味現金流入額を生ぜしめる企業の能力の評価
- ② 負債を支払い、配当の支払を行う企業の能力の評価および外部からの資金調達の必要性の評価。
- ③ 純利益とそれに関連した正味現金流入額との間の差異の理由の評価。

(4) 一期間の企業の現金および非現金の投資および財務取引の当該企業の財政状態に対する影響の評価。

投資家、債権者、その他の利害関係者の上記の評価を助けるために、SCFは、現金収支をその原因によって、営業活動によるもの、投資活動によるもの、財務活動によるものに三分しなければならない。

さらに、企業の財政状態に影響を与えるが、その期の現金収支には直接影響しなかった投資および財務取引の影響も、SCFの最下段等に区別して開示しなければならない。これによって、SCFの利用者は、投資活動および財務活動の完全な姿を把握することができるであろう。

(2) 現金および現金等価物

SCFの現金とは、現金および現金等価物の両者を含む。

現金とは、手許にある貨幣のみならず、銀行その他の金融機関に対する要求払預金（普通預金、当座預金）を含む。それは、さらに、預金者が何時でも預金でき、また、前もって通知することを要せずに、または不利益なしに、何時でも有効に引出すことのできる要求払預金の一般的性質を有するその他の預金を含むのである。

現金等価物とは、次の2つの条件を共に満足する、極めて流動性の高い短期の投資をいう。

- ① 既知の金額の現金に直ちに換金できること。
- ② 満期日が近いため、利子率の変化が原因で元本の価値が変化する危険が存在しないこと。

一般に、3カ月以内の最初の満期日を有する短期投資のみが上記の条件を満足する。

最初の満期日とは、当該短期投資を有する企業に対する、購入時における最初の満期日である。3カ月内と規定したのは、一時的に遊休資金によ

って利子を稼ぐためになされる短期投資のみを含め、かつ、元本の価値が変化するほど大なる危険において資本を投下する短期投資を排除するためである。

通常、現金等価物と考えられる短期投資の例は、米国財務省証券、CPその他の貨幣市場資金（Money market funds、利子を稼ぐために、遊休資金を貨幣市場において一時的に投下する短期投資）である。購入時に3ヶ月物の米国財務省証券および満期日の3カ月以内前に購入された3年物の米国財務省証券は共に現金等価物であるが、約3年前に購入された3年物の米国財務省証券は、満期日まで残っている期間が3ヶ月以内になった場合でも、現金等価物とはならない。

また、一時所有の株式・社債の購入は、現金等価物ではなく、証券市場における投資取引による現金支出となる。

FASB声明書第95号は、厳格に上記の定義を満たすすべての有価証券を現金等価物と考えることを各企業に対して必ずしも要求しない。

金融機関、保険会社を含む多くの会社は、上記の条件を満たす証券の多くを長期投資と考えている。それゆえ、各企業は、何を現金等価物と考えるかに関して独自の会計方針を決定し、開示すべきである。そしてこの会計方針の変更は、会計原則の変更として取扱われる。

(3) 現金収支の分類

すべての現金収支はSCFにおいては、投資活動によるもの、財務活動によるもの、および営業活動によるものの3つの種類に分類される。さらに、各分類の中に現金収入と現金支出がある。この3分類は、特定種類の現金収支の予測を助けるためである。

① 投資活動による現金収支

(i) 現金収入の例は、次のとくである。

- a. 財産・工場建物設備その他の生産的資産の売却からの収入
 - b. 長期および短期の市場性ある投資有価証券（現金等価物以外の）の売却からの収入
 - c. 貸付金の回収からの収入
- (ii) 現金支出の例は、次のとおりである。
- a. 財産・工場建物設備その他の生産的資産の購入支払
 - b. 長期および短期の市場性ある投資有価証券（現金等価物以外の）の購入支出
 - c. 貸付金の貸付の支出

固定資産の取得原価中に含まれる資産化利子は、投資活動に含まれる。災害による固定資産の損害に対する保険金収入は、投資活動における現金収入となる。

② 財務活動による現金収支

- (i) 現金収入の例は、次のとくである。
- a. 自社の株式の発行からの収入
 - b. 自社の社債、手形借入金その他の短期および長期の負債の発行なし借入れからの収入
- (ii) 現金支出の例は、次のとおりである。
- a. 自社の株式の取得のための支払
 - b. 自社の負債元本の返済支出
 - c. 自社の株式の配当金の支払
- 営業上の支払勘定（買掛金・営業支払手形）や未払費用の決済のための支出は、財務活動に属する負債の返済ではなく、営業活動に属する現金支出として分類される。また、債権者に支払われる利子は、自社の財務活動によるものとは考えられないが、自社の株主に対する現金配当金は、財務

活動に属する。その理由は、配当金は純利益の分配であるが、支払利子は純利益を決定する要素であり、それゆえ、現金で支払われる利子は、財務活動よりもむしろ営業活動の一部として定義される。

③ 営業活動からの現金収支

営業活動は、投資活動および財務活動以外の活動をいう。営業活動からの現金収支は、主として当期純利益の決定に関係した取引からの現金収支を含む。

(i) 現金収入の例は、次のとくである。

- a. 商品、製品、用役の販売からの収入およびこの販売から生ずる営業上の売掛金・営業受取手形（短期および長期）の回収・売却からの収入
- b. 貸付金・他会社の負債証券・株式証券からの利子・配当金の受取収入
- c. 投資活動ならびに財務活動に属する取引から生じないその他のすべての現金収入。たとえば、訴訟の解決のための和解金の受領、仕入先からの払い戻し金、建物の損壊によるもののような投資活動および財務活動に直接関係したもの除外した保険金収入

(ii) 現金支出の例は、次のとおりである。

- a. 材料代・商品代の仕入先への現金支払や仕入先に対する買掛金・短期および長期の営業支払手形の元本の支払
- b. 従業員に対する賃金の支払
- c. 政府等に対する租税公課等の支払
- d. 債権者に対する利子の支払
- e. 投資活動または財務活動に属する取引から生じないその他のすべての支払。たとえば、訴訟の和解金支払、慈善事業への寄付金支出、得意先への返戻金

外国貨幣の取引または国外の活動を行う企業の現金収支計算書は、現金収支の時点における実際外国為替相場を使用して、外貨建の現金収支を本国の貨幣価値へ換算表示しなければならない。また、計算の結果が、各々の現金収支時点の実際為替相場を使用した場合と実質的に同一であるならば、一期間の外国為替相場の加重平均値を一期間の現金収入または現金支出の外貨換算に使用してもよい。

S C Fは、決算期末の外貨残高に対しては、決算期末の外国為替相場の変化の影響を開示すべきである。

④ 非現金の投資および財務活動に関する情報

企業は、しばしば、次のような非現金の投資および財務取引を行う場合がある。

- a. 長期負債または株式の発行による固定資産の取得
- b. 固定資産同士の非現金の交換
- c. 長期負債の借替え
- d. 社債または優先株式の普通株への転換
- e. 長期負債の返済のための株式の発行

これらの取引は、重要な取引であるが、現金収支には関係がない。しかしながら、現金収支計算書の第2の目的は、企業の投資および財務活動を開示することである。そして、これらの取引は、現金収支に将来影響を与えるであろうからF A S Bは、現金収支計算書の下段等において、これらの取引を文章または一覧表で開示することを決定した。これによって現金収支計算書のユーザーは、投資活動および財務活動の完全な姿を知ることができる。

しかし、ある種類の非現金取引は、S C Fにおいては通常報告されない。その例は、株式配当、株式分割、任意積立金の積立等である。これらの取

引は、一般に S C F ではなく、利益剰余金計算書または株主持分増減計算書等の他の財務報告書において開示される。

III 現金収支計算書の作成方法

キャッシュ・フローを事業活動、投資活動 (investing activities) 及び金融（財務）活動 (financing activities) の三つに分けて開示する計算書を例示すれば次のようである。

A表 キャッシュ・フロー計算書

(単位：円)

I 事業活動に係るキャッシュ・フロー：

得意先からの入金額	4,000,000
受入配当金	<u>280,000</u>
計 事業活動からの入金額	4,280,000
仕入先及び従業員への支払額	2,400,000
利息及び税金支払額	<u>700,000</u>
計 事業活動に係る支払額	<u>3,100,000</u>
事業活動に係る純入金額	1,180,000

II 投資活動に係るキャッシュ・フロー：

固定設備の購入	-1,600,000
固定設備の処分代金	1,000,000
A B C会社の吸収代金	- 360,000
投資株式の購入	-1,880,000
投資株式の売却収入	2,000,000
貸付	-3,000,000
貸付金の回収	<u>2,320,000</u>
投資活動による純支払額	-1,520,000

III 金融（財務）活動に係るキャッシュ・フロー：

得意先預り金の純増加額	440,000
短期借入金手取額	30,000

短 期 借 入 金 返 済 額	- 120,000
長 期 借 入 金 手 取 額	500,000
キャピタル・リース債務の支払額	- 48,000
普通株式発行払込金額	200,000
配 当 金 支 払 額	<u>- 180,000</u>
金融(財務)活動による純収入額	<u>822,000</u>
外貨預金の換算差増額	<u>40,000</u>
キャッシュ純増額	<u>522,000</u>

上掲の資金フロー計算書の事業活動に係るネット資金フローのセクションには、得意先からの入金額、すなわち現金売上収益の額がまず記載され、これに受取配当金という営業外の現金収益が加算されている。次に棚卸資産の現金仕入額、従業員への現金給与額、利息や税金のごとき費用の現金支払額が差し引き項目として表示される。したがってこのセクションの数値は、企業の損益計算書のアイテムからキャッシュの流入を伴わない費用、損失を外し、かつ売上債権・棚卸資産の純増加額の仕入債務の純減少額を資金の増減額としてアジャストしたものと合致することになる。

たとえば、当期純利益が1,200,000円で、減価償却費600,000円で、法人税繰延額(次期に支払を要する税額)60,000円、固定資産売却益は240,000円、売上債権及び棚卸資産の純増額は340,000円、仕入債務の純増額140,000円、未収利息(当期に入金のない)の純増額140,000円、未払利息(当期に支払のなされない)の純増額40,000円とすると、次の金額が業務活動によるキャッシュ・インフローに当たるのである(固定資産売却益は、固定資産売却代金として投資活動に係る資金インフローに含められているので、事業活動による資金インフローから除外される)。

当期純利益		円
調整額：		
減 値 償 却 費	600,000	
繰 延 法 人 税 額	60,000	
固定資産売却益	240,000	
売上債権・棚卸資産の純増額	340,000	
仕入債務の純増額	140,000	
未収利息の純増額	140,000	
未収利息の純増額	<u>40,000</u>	<u>120,000</u>
事業活動による純 資金インフロー額		<u>1,320,000</u>

以上の説明でもわかるように、当期の資金フロー計算書は、当期純利益を出発点として作成することもできる。この作成方法を間接法と称し、前表の資金フロー計算書の場合のように、キャッシュ収益とキャッシュ費用を把握配列して計算書を作成するのを直接法と称する。

投資活動及び金融（財務）活動に係る費資金取引のデータをも計算書の本体に取り入れた資金フロー計算書を間接法により作成すれば次のようになる。

B表 資金フロー計算書

(単位：円)

I 事業活動に係る純資金フロー：

当期純利益	1,200,000
非資金費用・損失加算	
減 値 償 却 費	600,000
のれん償却費	40,000
固定資産売却損	24,000
法人税繰延額	64,000
連結子会社利益における少数株主持分	<u>2,800</u>
	730,800

非資金収益・利得減算：

未収の受取利息増加額	-14,000	
固定資産売却益	-240,000	-254,000
売上債権・棚卸資産・買掛債務純増加額の加算・減算		
売掛金純増加額	-40,000	
受取手形純増加額	-30,000	
棚卸資産純増加額	-64,000	
掛買債務純増加額	240,000	-110,000
計 正味資金インフロー額		1,566,800

II 投資活動に係る資金フロー：

非資金収益・利得減算：

未収の受取利息増加額	-14,000	
固定資産売却益	<u>-240,000</u>	-254,000
売上債権・棚卸資産・買掛債務純増加加算・減算		
売掛金純増加額	-40,000	
受取手形純増加額	-30,000	
棚卸資産純増加額	-64,000	
買掛債務純増加額	<u>24,000</u>	<u>-110,000</u>
計 正味資金インフロー額		1,566,800

II 投資活動に係る資金フロー：

固定設備の取得	-1,900,000	
キャピタル・リース債務の発生額	<u>300,000</u>	
差引：資金アウトフロー		-1,600,000
固定設備の売却代金		1,000,000

XYZ社の吸収合併：

運転資本の受入	40,000	
固定設備の受入	-1,200,000	
長期資金借入	<u>800,000</u>	
資金アウトフロー		-360,000
投資有価証券買入		-1,880,000
投資有価証券の売却代金		2,000,000
長期資金貸付		-3,000,000
長期貸付金回収		<u>2,320,000</u>

投資活動への純資金投入額	-1,520,000
III 金融（財務）活動に係る資金フロー：	
得意先預り金の純増加額	440,000
短期借入手取金	30,000
短期借入金返済額	-120,000
社債発行による入金額	1,600,000
差引：キャピタル・リース債務の発生額	-300,000
ZYZ会社吸収による長期債務引継額	<u>-800,000</u>
長期債務からの純手取額	500,000
キャピタル・リース債務の支払額	50,000
普通株式の発行による入金額	300,000
差引：長期債務の返済に充当する額	<u>-100,000</u>
普通株式発行からの純手取金額	200,000
配当金支払額	<u>-180,000</u>
金融（財務）活動により供給された純資金額	<u>920,000</u>
外貨現金預金の為替換算差増額	<u>40,000</u>
現預金の純増加（減少）額	<u>1,006,800</u>

IV 間接法によるか直接法によるか

資金フロー計算書の作成方式に、直接法と間接法があるが、いづれの方法によるべきかは一つの問題点である。アメリカ企業の多くは間接法によって資金フロー計算書を作成しているのであるが、間接法による方が資金フロー計算書作成の手数・コストが少なくてすむ。しかし間接法による計算書は見る者にとってわかりにくい。

間接法による資金フロー計算は当期純利益から始まるので、フロー計算書には、資金収益（売上収益、営業外収益、固定資産売却益など資金インフローの伴う収益及び利得）ならびに資金費用及び損失（売上原価・販売

費、一般管理費、営業外費用、流動資産の評価切下げ額など資金アウトフローの伴う費用及び損失)が記載されない。そこで間接法によるフロー計算書はわかりにくいわけであり、この点が欠点とされるのである。

資金フロー計算書を直接法で作成すれば、資金のインフロー及びアウトフローのすべてが原因別に明示されるので判り易く、資金フロー・データをふまえて投資家・債権者等は運転資本がいかなる理由で前期よりも増加したのか(又は減少したのか)、収益志向の業務活動からどれだけの純運転資本を獲得したのか、株主への配当金、借入金利息の支払が資金状況から見て妥当か、売上収益と運転資本在高とは妥当な関係にあるかというような観点からする分析批判を行うことができるし、経営者は資金フローの実際データとその他の経済状況の予測にもとづいて適切な資金フロー予算をたてることができる。

V キャッシュ・フロー情報か運転資本フロー情報か

次に資金計算書によってキャッシュ・フロー情報を提供するのと、運転資本フロー情報を提供するのとではいずれが有用であるかということが問題となる。

運転資本ベースの資金フロー計算書は発生主義 (accrual basis) によって作成した資金フロー計算書であり、現金主義で作成されるキャッシュ・フロー計算書と異なり、損益計算書及び貸借対照表と有機的に結び付けられる計算書である。運転資本ベースの資金計算書は発生主義会計の手法を適用することによって作成されるからであるから、この計算書には貸借対照表及び損益計算書のデータと同質的な、同一基調のデータが盛られており、従って発生主義会計の考え方へ習熟している利用者・観察者にとつ

てキャッシュ・フロー計算書よりも優れた資金情報の提供手段であるといえる。運転資本ベースの資金フロー計算書はキャッシュ・フロー計算書のように企業の即時的な支払能力を開示することを目的とするものではなく、資金の循環がスムースであるか否かの開示を目的とする。

したがって、会社の即時的支出能力についての情報を開示しようとすれば純運転資本ベースの資金計算書でなく、端的にキャッシュのフロー及びキャッシュの現在高を開示する資金計算書が提供されなければならない。

FASBは1986年7月31日付の公開草案「キャッシュ・フロー計算書(Statement of Cash Flows)」を発表し、アメリカ企業に1987年6月30日以後に終わる会計年度からキャッシュ・フロー計算書を公表すべき旨の提案を行うにいたった。これによると、キャッシュ・フロー計算書には、企業の一期間の業務活動からのキャッシュ・収入及びキャッシュ支出についての情報を提供するほか、さらに一期間の企業の投資活動（貨幣を貸付け、そのローンを回収し、有価証券（キャッシュ等価物たる有価証券以外の）を取得し、売却し、また長期にわたって収益を生み出すと見込まれる生産性資産を取得し、また処分する活動）及び金融（財務）活動（株主からリソースの提供を受けたり、配当を支払ったり、出資の返還を行ったり、債権者からリソースの提供を受けたり、借入額を返済したり、社債を株式に転換させる等の活動）に係るキャッシュの収支情報を分類開示することを要する。

ここに言うキャッシュとは現金預金及びその等価物(cash and cash equivalents)を指す。事業活動に係るキャッシュ・フローの表示は直接法(direct methods)よってもよいし、間接法によってもよいと示されている。

VI 企業会計審議会の中間報告における資金収支表

たまたま企業会計審議会の第一部分小委員会から最近発表された中間報告(昭和61年10月31日付)では、有価証券報告書、有価証券届出書等の「経理の状況」のセクションに開示されている資金繰り実績表を改めて、「資金収支表」なるキャッシュ・フロー表を作成させ、これを財務諸表外の補足表として開示させることを提唱している(この補足表は、株主向の決算報告書では、財務諸表の末尾に付記した注記のアトに配置されることになる)。

ここに提唱されている「中間報告」の「資金収支表」の内容について先づ考察する。

(A) 表示方法・収支区分

資金情報に関する表示方法には、①実際の収入・支出の状況を提示する方法と、②期間損益との関係を明確にする中で収支の結果を提示する方法などがあるが、本表では基本的に前者の方法を採用して。その理由としては、資金収支分析上、取引資金量も規模の把握などの点で大切な情報となるからである。

また、資金情報上、特に重要な営業活動から生じる収支については実際のキャッシュ・フローの変動要因分析を行える表示方法をとり、収入及び支出の合計欄が実際の収入金額・支払金額に一致するようになっている。

収支区分については、資金量の変動要因が発生源泉別に明らかになるとよろに4区分を設けた。具体的には、①企業の営業活動に伴う収入・支出を集計した「営業収支」②短期貸付金・有形固定資産、無形固定資産、投資

その他の資産などの投資及び融資活動に伴う収入・支出を集計した「投融資収支」③利益処分に伴う支出及び法人税等の支出を集計した「決算収支」④株式・社債の発行、借入及びその返済などの財務活動に伴う収入・支出を集計した「財務収支」から構成されている。なお、ここで注意を要するのは、「営業収支」の計算は企業会計原則上の「営業損益計算」に關係した収支計算だけではなく、「経常損益計算」の区分に含まれる損益項目に關係する収入・支出の一部分をも含むということである。すなわち、企業の営業循環過程における資金の動きを「営業収支」区分の中でとられており、営業に付随して発生する特許料収入や外貨建の営業債権・債務の決済時ににおける為替決済損益などが反映される。

(B) 新様式の具体的な記載方法

以下では、本表を作成するにあたっての、具体的な記載方法について述べる。

(1) 営業収支区分

営業収支区分には、企業の営業循環過程から生じた営業収支と営業支出を記載して営業収支を計算する。

① 営業収入

本表に示された営業収入欄は、営業収入の増減要因を明らかにするとともに、営業収入計では企業の実際収入金額と一致する形式を探っている。つまり、

$$\text{営業収入} = \text{売上高} - \frac{\text{売上債権}}{\text{増加}} - \frac{\text{売上債権に係る非資金取引項目}}{\text{その他}}$$

という算出過程を表示形式上も採用している。

② 営業支出

本表の営業支出欄は、営業支出の増減要因を明らかにするとともに、営業支出計では企業の実際支出金額に一致する形式を採っている。つまり、

$$\begin{aligned} \text{営業支出} = & \text{売上原価} + \frac{\text{販売費及び棚卸資産}}{\text{一般管理費}} + \frac{\text{仕入債務}}{\text{増加}} \\ & + \frac{\text{引当金の}}{\text{目的取崩}} - \frac{\text{営業支出に係る}}{\text{非資金費用}} + \text{その他} \end{aligned}$$

という算出過程を表示形式上も採用している。

(2) 投融資収支区分

投融資収支区分には、企業の投資及び融資活動に伴う収入と支出を記載し、投融資収支を計算する。ここでは、収入金額・支出金額とともに各項目ごとに実際金額を直接表示する形式をとっている。

具体的に投融資収入となる項目を掲げると、有形固定資産売却収入・投資有価証券売却収入、短期及び長期貸付金の回収などである。

他方、投融資支出となる項目は、有形固定資産取得、投資有価証券取得、短期及び長期貸付金などである。なお、有形固定資産取得には、過年度に取得した固定資産に係る支払手形や未払金についての支出もこの項目に含まれることに留意する。

(3) 決算収支区分

決算収支区分には、利益処分に関係する支出や法人税及び住民税に関係する収入・支出を記載して決算収支を計算する。しかし、法人税の還付による決算収入は稀であるため、通常は支出項目のみの記載となる。具体的な項目としては、中間配当を含む配当金支出、役員賞与金支出、住民税を含む法人税支出からなる。

(4) 財務収支区分

財務収支区分には、株式、社債の発行、借入及びその返済などの財務活

動に伴う収入と支出を記載して財務収支を計算する。本表では、「資金運用収入」を除き、実際の収入・支出金額を項目別に直接表示する形式である。

① 財務収入

本表の財務収入は、有償増資、社債発行、長期及び短期借入、資金運用益収入などから構成される。社債を割引発行した場合には、社債発行差金を控除した後の現実に調達した金額を「社債発行差金」による収入金額とする。また、資金運用益収入とは、いわゆる「財テク」の成果としての資金の増加を示す科目である。これは、本質的には、主に資金間の循環による資金自体の活動の成果を示すものであるが、財務活動の成果としての立場を重視して財務収入として取扱っている。具体的に資金運用益収入を示すと、受取利息・配当金に有価証券売却益を加算し、有価証券売却損などを控除したものである。

② 貢務支出

本表の財務支出は、社債償還、長期・短期借入金返済、支出利息の支出などから構成される。繰延資産科目のうち、新株発行費や社債発行費の支出金額は資金調達の一環として生じるものであり、財務支出の「その他」に計上することになる。

ここに提唱されている「資金収支表に関して若干の私見を述べてみると、(ア) まず事業活動に伴う収支には、営業及び営業外活動上の収支のほか投資活動に係る収支が含まれているが、有形固定資産の取得や長期投資資産を取得するための支出あるいは有形固定資産の処分や長期投資資産の処分に係る収入は、営業活動上の収支及び営業外収支と区分することが困難でないかと思われるから、これを事業活動収支とは別な投資活動収支として区別することが妥当である。区分できる収支系列はなるべく区分して資金収支表を作成する方が、収支の予測をして資金収支予算をたてる上に便宜

なのである。

- (イ) 資金調達活動に係る収支というのは、資金調達及び資金返済活動に係る収支であるから、このような表現にすべきである。
- (ウ) 低価法適用に伴う評価損等調整額というのはミスリーディングである。低価法適用に伴う評価損という表現は棚卸資産を調整させるからである。この表現は資金項目の評価調整額とすべきである。資金中に外貨及び外貨預金などが存在すると、為替換算差額がこの調整額にプラス、マイナスされることになるのである。

VII キャッシュフロー会計に対する諸問題

キャッシュフロー会計は現在の損益計算中心の会計理論や会計実務と著しく異なるものであるから、当然キャッシュフロー会計に対して批判が生じる。エグキントはリーのキャッシュフロー会計論に対して、企業業績評価の見地から次のような批判を行い、損益計算中心の会計を防衛しようとしている。(注7)

- (1) キャッシュフローは、当期の営業利益のように、営業活動における資源の消費を示さないし利益測定に含まれる会社資源の増加を要約することができない。
- (2) リーの評価基準は精算企業に関する情報を提供するのに重要な役割を果たすが、それは継続企業の業績の尺度を提供しない。
- (3) 伝統的な損益計算書の所有主的指向を重視してはいない。
- (4) 企業実体の継続的活動は期間的配分を伴うもので、すべての配分を回避することはとくに穂りがあるとは思われない。
- (5) キャッシュフロー予測の報告が含まれていない。

(6) 収入、支出はその発生期間の物価の変動を反映するが、非現金要素の変動を無視している。

(7) 満足するような状態計算がない。

これに対して、リーは次のように反論している。(注8)

(1) 利益は企業行動の指針として重要であることは否定しないが、利益は抽象的なものである。これに対して、現金は物的資源であり、企業活動の最終結果はキャッシュフローであって利益ではないという意味で、企業の業績を検討する側面として流動性の評価をみなければならない。

(2) 企業実体の継続性と企業活動の継続性は区別されるべきで、企業活動の変化を仮定するのが合理的であり、極端な環境の場合を除いて、企業実体の精算を仮定することは、合理的でない。つまり、企業活動の継続性ではなく、企業実体の継続性を仮定しているのである。こうした仮定からは、使用される正味実現可能価額（売却価格）は、報告時の企業資産の状態において当該企業の資産の通常の売却により得られる価額であり、経営者の処分を意図した価額を示すものではない。この意味で、精算価値を仮定しているとの批判は誤りである。

(3) キャッシュフロー報告は一般目的の財務表の形式で行なわれているが、これは近年における多様な報告書利用者のニーズに対して情報要求を充たすためである。これらの利用者にとっては流動性の問題が重要であるため、キャッシュフロー計算書は一般目的の役割を果たすのにとくに適している。そして、特定の利用者は資料の表示の上で強調される。

(4) 配分問題については、キャッシュフロー会計と損益会計は性格が異なるものであるから、両者を比較するのは誤りである。

(5) キャッシュフロー報告システムでは、キャッシュフロー予測の報告は全体システムの側面でないから、エグギントのコメントはきわめて適切

である。

また、アシトンは、キャッシュフロー会計は利益測定ではなく流動性に焦点をおき、将来の業績を投資者に役立てるにあたって投資者に相当役立つであろうが、過去の業績を評価するにあたってはほとんど役に立たないと論ずる。そして、正しい利益の測定は、投資者が過去および企業間の業績について信頼できる判断を可能にするとする。したがって、キャッシュフロー会計と利益測定は、関連する問題であるが2つの異なる問題に答えるものであり、両者は代替的会計というより相互に補完的もものとみなされなければならないと論ずる。^(注9)

おわりに

以上における検討の結果、注意すべき諸点をまとめてみると、次のようになる。

(1) S F A S 第95号が運転資本型財政状態変動表を捨てて新しい現金収支計算書の作成を強制した理由

運転資本は、売掛債権やたな卸資産を含んでいるので、現金に比べて流動性に劣っている。それゆえ、現金こそが企業の支払能力そのものを表現している。1980年代に入って、当期純利益の黒字を出しながら、現金収支の赤字のために倒産する企業数が増加してきたために、現金収支計算書の重要性が認識された。

(2) 重要な非現金の投資および財務取引を現金収支計算書に掲載する理由

現金収支計算書の付随的目的は、企業の投資活動および財務活動を完全に開示することである。それは、(a)現金収支情報を補うため、および(b)財

政状態の変動の開示を完全なものにするためである。

(3) 米国のS C Fについて

S C Fの営業活動からの収支区分および資金表の経常収支の部に限定する場合、S C Fの直接法による表示形式は、法人税等支払を除いて総額主義による表示形式である。またS C Fの間接法による表示形式は、法人税支払を除いて、純額主義による表示形式である。

〔注〕

- (1) "Statement of Cash Flows" Statement of Financial Accounting Standards No. 95 (Stamford Conn : FASB, 1987)
- (2) "Reporting Changes in Financial position", Opinions of the Accounting Principles Board No.19 (New York : AICPA, 1971)
- (3) Perry Mason, "Cash Flow Analysis and the Funds Statement" Accounting Research Study No.2 (New York : AICPA, 1961)
- (4) "The Statement of Source and Application of Funds" Opinions of the Accounting Principles Board No.3 (New York : AICPA, 1963)
- (5) Accounting Trends and Techniques (New York : AICPA, 1987)
- (6) "Recognition and Measurement in Financial Statement of Business Enterprises", Statement of Financial Accounting Concepts No5 (Stamford, Conn : FASB, 1984)
- (7) D・A Egginton, In Defence of profit Measurement : Some Limitations of Cash Flow and Value Added as performance Measures for External Reporting, Accounting and Business Research, Spring 1984, pp.99~110
- (8) T・A. Lee, Cash Flow Accounting, Profit and performance Measurement : A Response to a Challenge, Accounting and Business Research, spring 1985, pp. 93-97
- (9) Reymond Ashton, Cash Flow Accounting : p.80